

「現預金」に相続税課税増加 対象者拡大で「土地」を越す

相続税課税対象者拡大

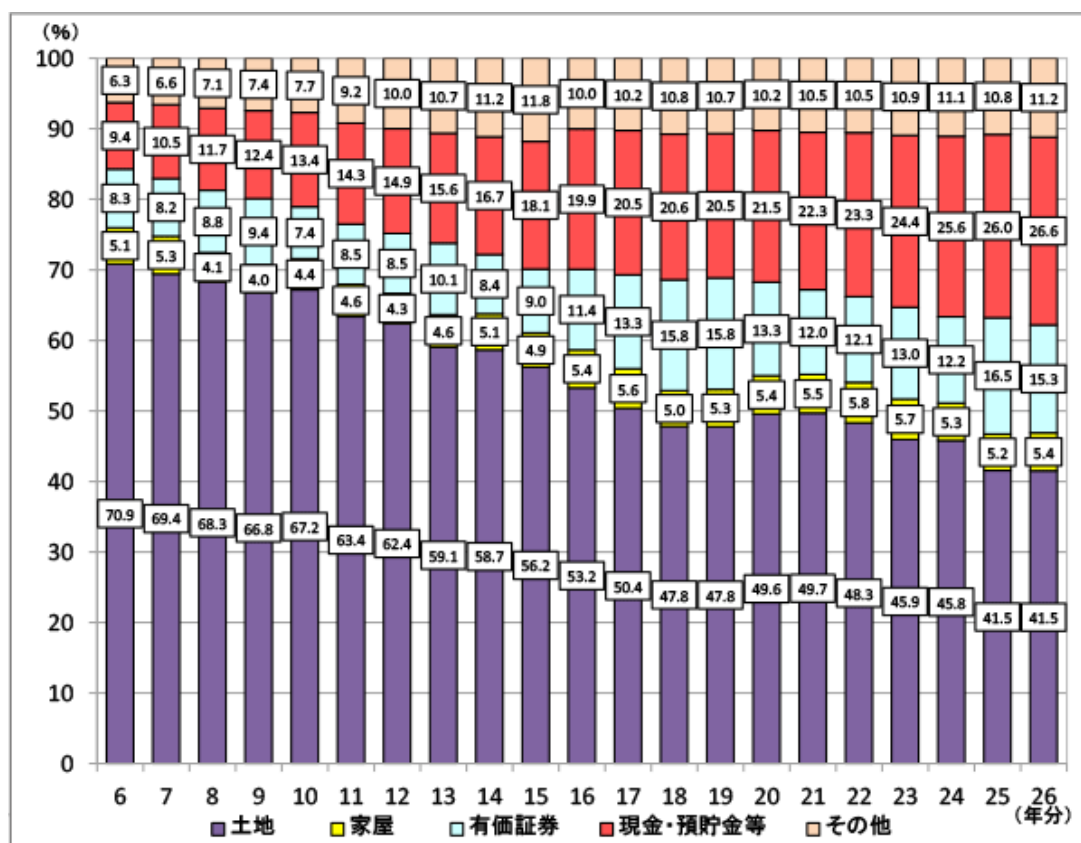
エクラ通信 107号でもお伝えしたように、相続税の基礎控除額の縮小で2015年に相続税の課税対象となった人は約10万3,000人で、前年に比べて83%増えました。一方で、1人当たりの平均税額は1,758万円と715万円減りました。

これは、少額の納税者が増えたことによります。相続税は土地などの不動産を持つ地主や医師、経営者といったいわゆる富裕層が課税されてきました。しかし、基礎控除額の縮小で今まで課税されることのなかった、プチ資産家、例えば大企業で勤務した人など土地を持たない高所得者などにも相続問題が広がっていることとなります。

2015年(平成27年)、新たに6国税局で首位

下図をご覧ください。相続財産に占める現預金の割合が増え、一方土地などの割合が減る傾向にあり、相続税が課される対象が土地から現預金に移りつつあります。国税庁の発表によりますと、2015年の日本全体の相続財産(金額ベース、控除前)をみると、土地が全体の38%で最も多いですが、前年より3.5ポイント低下。一方で現預金は4.1ポイント上昇の30.7%になりました。地域別では大阪や福岡など新たに6つの国税局で現預金が土地を上回り、既に上回っていた札幌と合わせると、相続税課税に占める現金の割合が7カ所でトップとなっています。

2015年1月から課税対象の資産額から一定額を差し引ける控除額が縮小され、課税対象者が増えたことも一因と考えられます。例えば給与収入が高い、大企業に勤めていた人から相続する場合なども課税されるケースが増えたためとも言われています。



しかし、社会構造の変化の要因も見逃せません。核家族世帯が増えた結果、老人ホームなどに入居するために自宅や土地を売却して現預金にする人が目立つようになったことも考えられます。

(国税庁 HP「平成26年分の相続税の申告状況について」より)